

広島県教育委員会告示第二号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三十六条第一項の規定によつて、昭和二十四年広島県教育委員会告示第三十六号で指定した広島県史跡梅木平古墳（梅慶庵）について、次のとおり名称を変更するとともに地域を追加して指定する。

平成二十四年一月二十六日

広島県教育委員会

委員長 平田克明

一 名称の変更

梅木平古墳（梅慶庵）	変更前	変更後
		梅木平古墳

二 地域の追加指定

所在地	地域
三原市本郷町下北方	字梅木平一二九〇番地、一二九四番地、一二九五番地地先、一二九六番地、一三〇一番地一、一三〇一番地一地先、一三〇一番地二 二丁目一二九七番地 (以上について次の図に示す部分に限る。)

備考 次の図は省略し、その図面を広島県教育委員会事務局管理部文化財課に備え置いて縦覧に供する。